

新型コロナウイルスの影響を受ける交通事業者支援策について

新型コロナウイルスにより多大な影響を受けた交通事業者に対し、三密を避けた運行や収束後の需要回復に対応するため、運行体制の維持・確保に必要な支援金を創設しようとするもの。

1 支援対象とする事業者

令和2年7月1日時点で道路運送法第4条の許可を受けた以下の事業を営み、市内に本店及び営業所を持つ法人。

- ① 一般乗合旅客自動車運送事業（路線バス）
- ② 一般貸切旅客自動車運送事業（貸切バス）
- ③ 一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）

※岩手県バス協会又は北上地区タクシー業協同組合に加盟していること。

バス事業者 6社 / タクシー事業者 11社

2 支援方法

公共交通の維持を支援するため、対象事業者の申請により「**北上市公共交通事業者緊急支援金**」を交付する。

（支援金額）

- | | |
|--------------------------------|--|
| ①基本額 | 50万円 |
| ②系統加算 | 5万円×市内を走る一般乗合路線系統数 |
| ③台数加算 | 5万円×乗車定員11名以上の車両数
3万円×乗車定員10名以下の車両数 |
| 交付額：①+②+③の合計額（上限額300万円） | |

3 支援金額（試算）

事業者	試算額
バス事業者 （岩手県バス協会加盟 市内6社）	9,000千円
タクシー事業者 （北上地区タクシー業協同組合加盟 市内11社）	11,000千円

聞き取り等により、市内に配置している台数から試算。

4 申請期間・方法（案）

【申請期間】

令和2年7月1日～8月31日 申請受付・交付 を想定

【申請方法】

- 以下の書類を準備し、都市計画課公共交通政策室へ申請
- ・交通事業者緊急支援金交付申請書
 - ・事業の許可を受けたことを証する書類の写し
 - ・市内の営業所に配置している実在の事業用車両数を確認できる書類の写し